

議第 1 4 7 号

呉市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
呉市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

呉市集落排水処理施設条例（平成 1 5 年呉市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第 1 4 条 1 月当たりの使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定める基本使用料と従量使用料との合計額に <u>1 0 0 分の 1 0 8</u> を乗じて得た金額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第 1 4 条 1 月当たりの使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定める基本使用料と従量使用料との合計額に <u>1 0 0 分の 1 1 0</u> を乗じて得た金額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>略</p> <p>2・3 略</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 3 1 年 1 0 月 1 日（以下「施行日」という。）前から継続して集落排水処理施設を使用している者に係る集落排水処理施設使用料（以下この項において「使用料」という。）であって、施行日から同月 3 1 日までの間にその額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月 3 1 日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 3 1 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。